

保育所における屋外階段設置要件 について(見直し案)

1. 「日本再興戦略」及び「規制改革実施計画」について

日本再興戦略(2013年6月14日閣議決定)

○屋外階段設置要件の見直し

- ・ 事業所内保育施設を4階以上に設置する場合の避難用の屋外階段設置要件(国の助成要件)について、地方自治体の認可保育所の設置基準条例に合わせる見直しを直ちに行う。また、国が定める認可保育所の設備基準について、同等の安全性と代替手段を前提として緩和がなされるよう、合理的な程度の避難基準の範囲及び代替手段について、今年度中に検討し結論を得る。

規制改革実施計画(2013年6月14日閣議決定)

○事業所内保育施設の助成要件及び認可保育所の設置基準における避難用の屋外階段設置に係る見直し

規制改革の内容	実施時期
<u>事業所内保育施設を整備する際の助成要件及び国が定める認可保育所の設置基準における避難用の屋外階段設置(保育室が4階以上の場合)について、同等の安全性と代替手段を前提として緩和がなされるよう、合理的な程度の避難基準の範囲や代替手段について検討し、結論を得る。</u>	25年度中に検討・結論

2. 現行制度の概要（主に避難基準に関わる事項）

1. 現行の保育所設備運営基準（平成14年改正事項）

- ① 乳児室、ほふく室、保育室及び遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける場合の建物は、耐火建築物又は準耐火建築物であることが必要。

※ 建築基準法上、保育室等が3階以上にある場合は耐火建築物としなければならない。また、床面積の合計が300㎡以上の保育所は、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない（建築基準法第27条）。

- ② 保育室等を2階以上に設ける場合について、以下のとおり。

※ 常用、避難用をそれぞれ一つずつ設けなければならない。下線部分が14年改正部分。

※ 3階以上の場合、以下に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

14年改正前		現行	
2階	常用)屋内階段	2階	常用)屋内階段 屋外階段
	避難用)屋外階段 傾斜路等		避難用)屋外階段 傾斜路等 <u>特別避難階段に準じた屋内避難階段又は特別避難階段</u> <u>待避上有効なバルコニー</u>
3階以上	常用)屋内避難階段又は 特別避難階段	3階	常用)屋内避難階段又は特別避難階段 屋外階段
			避難用)屋外階段 傾斜路等 <u>特別避難階段に準じた屋内避難階段又は特別避難階段</u>
	避難用)屋外避難階段	4階以上	常用)屋内避難階段又は特別避難階段 屋外避難階段
			避難用)屋外避難階段

- ③ 保育所の調理室において、スプリンクラー又は自動消火装置及び延焼防止装置が設置されている場合は、調理室以外の部分との防火区画を設けなくてよいものとする。

(参考)省令の規定

◎児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年十二月二十九日厚生省令第六十三号)(抄)

※ 実際の保育所の基準は条例により各地方自治体が定めることとされている。

(児童福祉施設と非常災害)

第六条 児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。

(設備の基準)

第三十二条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

一～七 略

八 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次のロからチまでの要件に該当するものであること。

イ 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く。)であること。

ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

※ 下線部が14年改正部分

2階	常用	1 屋内階段 2 <u>屋外階段</u>
	避難用	1 <u>建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百三十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から二階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。)</u> 2 <u>待避上有効なバルコニー</u> 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段

3階	常用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。) 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上	常用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段

ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。

ニ 保育所の調理室(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。ニにおいて同じ。)以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

ホ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

ヘ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

チ 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

3. 見直しの検討

1. 見直しの考え方

◎ 平成14年の児童福祉施設最低基準(保育所設備運営基準)の見直しにおける改正理由は、以下のとおりとされている。

【保育所の防災設備に係る最低基準改正案について(厚生科学特別研究「高層化等に伴う保育所施設の計画・設計上の配慮」研究班、検討委員会報告)(抜粋)】

①階段の構造

- 今回、煙に汚染されにくい空間確保のため、現行認められている屋外階段及び傾斜路(3階以上の場合は屋外避難階段)と同等と評価できるものとして、
 - ・ 屋内と階段室との間に一定の付室等を有する屋内避難階段(注＝特別避難階段に準じた屋内避難階段)
 - ・ 待避上有効なバルコニーを追加する。

「屋内と階段室との間に一定の付室等を有する屋内避難階段」については、階段室前に室を設けて階段室への煙の侵入を少なくすることで、階段室の安全性を高めている。

一方、バルコニーは、一時的な待避が可能であり、かつ、消防隊による救助も期待できるものである。

- また、屋外階段について、現行最低基準では3階に保育室等を設ける場合は避難階段構造でなければならないが、3階の場合は耐火建築物であることを勘案し、避難階段構造であることを要しないこととする。
なお、4階以上に保育室等を設ける場合に関しては、屋上に屋外遊戯場がある場合等は格別、一般に外出の利便を損ないうることから、見直しの検討を行わなかった。

- また、2階と3階で、(い)欄(注 常用欄)に掲げる階段の種類が異なるが、3階の場合は、地上へ避難するまでの時間が2階の場合より長くなることに配慮するもの。

- なお、バルコニーは、建基法上は直通階段には該当しないので、保育室等から50m以内に直通階段を設ける必要がある。

2. 見直しの検討

◎ 合理的な程度の避難基準の範囲及び代替手段について

現行4階以上に保育室等を設置する場合には、避難用としては屋外避難階段(建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段)のみが認められているが、これと同等の安全性を有するものとして、どのようなものが認められるか。

特に、3階に保育室等を設置する場合に認められている以下のものについて、認められるか。

① 傾斜路等

＝建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備(非常用滑り台)

②(イ) 特別避難階段に準じた屋内避難階段

＝建築基準法施行令第百二十三条第一項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。)

②(ロ) 特別避難階段

＝建築基準法施行令第百二十三条第三項各号に規定する構造の屋内階段

(参考)建築基準法における避難階段の設置に関する規定は以下のとおり(建築基準法第122条)。

建築物	避難階段の基準
建築物の5階以上の階(主要構造部が準耐火、又は不燃材料で作られている建築物で、5階以上の階の床面積の合計が100㎡以下である場合を除く。)	直通階段は、避難階段又は特別避難階段としなければならない。
建築物の15階以上の階	直通階段は、特別避難階段としなければならない。

※ ただし、主要構造部が耐火構造である建築物(階段室の部分、昇降機の昇降路の部分(当該昇降機の乗降のための乗降ロビーの部分を含む。))及び廊下その他の避難の用に供する部分で耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されたものを除く。)で床面積の合計100㎡(共同住宅の住戸にあっては、200㎡)以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されている場合においては、この限りでない。

◎ 第1回検討会における主な意見

① 基準の見直し関係

- 高層の場合でも、安全を確保できる手立てがあれば、屋外避難階段である必要はないのではないか。一般的には特別避難階段の方が安全性が高い。(特別避難階段であれば、)煙の侵入を防止できるので、よいのではないか。
- どういった階段がついているかについては、消防法上では特段の影響はない。屋外階段は、煙がすぐに排出されるという利点があり、階段の中が煙に侵されるということがないのが利点。避難に防火扉が破られるほどの時間がかからないのであれば、屋外階段でなくてもよいのではないか。
- 屋外階段は、外からどういう状況かが分かりやすく、消防の対応がしやすい。一方で、出火場所によっては煙をかぶってしまうこともあり、使いづらくなるということもある。状況によっては特別避難階段の方が煙に対する安全性は高い。
- 特別避難階段に準じた屋内避難階段及び特別避難階段は、階段室の前に付室等があるので、少なくとも階段の直前に安全な区画があるということになる。
- 廊下と保育室の間の防煙区画が完全に閉鎖されているかどうか分からない状況だと、煙が漏れてくる可能性もある。そういうことを考えると、階段室前に付室等があるようなものになっていけば安心。
- 屋外階段だと、実際には風、雨、雪などの影響を受けて避難に使えない、あるいは子ども達が恐怖心を覚える場合があるので避難に使えないということであれば、有効に活用されない可能性があるのではないか。
- 傾斜路については、火災時のバリアフリーの観点から推奨されていたり、高齢者福祉施設において、避難用にバルコニーや傾斜路を使うことが推奨されたりしているものがある。
- 傾斜路等の「等」である「滑り台」については、物理的には安全に下りられるようなものになっていたとしても、子ども達が恐怖心を感じずに安全に避難できるのかといった観点で問題があるのではないか。
- 滑り台は、誰かが常についていないといけないし、一人が滑り終わるまで待っていないといけないため、時間が3～4倍かかり、特に高層階においてはあまり現実的ではない。

3. 見直し案（認可保育所の設備運営基準について）

◎ 3階に保育室等を設置する場合に認められている施設・設備のうち、傾斜路等の「等」(非常用滑り台)を除いた上で、以下のような案について検討してはどうか。

現 行	
二階	常用) 屋内階段 屋外階段
	避難用) 屋外階段 傾斜路等 特別避難階段に準じた屋内避難階段又は特別避難階段 待避上有効なバルコニー
三階	常用) 屋内避難階段又は特別避難階段 屋外階段
	避難用) 屋外階段 傾斜路等 特別避難階段に準じた屋内避難階段又は特別避難階段
四階以上	常用) 屋内避難階段又は特別避難階段 屋外避難階段
	避難用) 屋外避難階段



見直し案	
二階	常用) 屋内階段 屋外階段
	避難用) 屋外階段 傾斜路等 特別避難階段に準じた屋内避難階段又は特別避難階段 待避上有効なバルコニー
三階	常用) 屋内避難階段又は特別避難階段 屋外階段
	避難用) 屋外階段 傾斜路等 特別避難階段に準じた屋内避難階段又は特別避難階段
四階以上	常用) 屋内避難階段又は特別避難階段 屋外避難階段
	避難用) 屋外避難階段 傾斜路 特別避難階段に準じた屋内避難階段又は特別避難階段
	又は 避難用) 屋外避難階段 傾斜路 特別避難階段

※ 常用、避難用をそれぞれ一つずつ設けなければならない。

※ ____部は14年改正部分、____部分が見直し案

◎ 第1回検討会における主な意見

② 保育室等を高層階に設置することについて

- そもそも高層階に保育室等を設置することをどう考えるか。それを安全にするためにはどうすることが必要かを考える必要がある。
- 高層階への保育室等の設置ということについては、前回の平成14年の見直しの際にも、外に出られるまでの時間ということも考慮して、あまり規定は見直さないということもあったように思うので、そういった面での検討も必要ではないか。
- 現状では屋外階段を4階以上に設置することが難しいために、高層階に保育室等を設置しづらい状況となっているが、基準を見直すことによって、何階までも無制限に作れるようになる可能性がある。4階以上の非常に高層の階での避難を考慮して、保育室等がどこにあっても安全になるような対策が必要になるのではないか。

③ 保育室等を高層階に設置するに当たって留意すべき事項

- 保育園等では通常、クラス別に保育士が介助し避難誘導し、避難中も人数確認が必要であるため、その分避難時間が長くなることをじゅうぶん考慮に入れる必要がある。保育士の人数の基準に基づいた避難計画の事前検討が必要。
- 子どもが慣れている日常動線による避難が望ましい。日常的に利用しない避難階段の使用に対する配慮として、避難訓練をして子どもが階段に慣れておくこと、子どもが使いやすい手すりの設置や階段の蹴上げを低くすること、下が見えないように素通しを防止することなどが必要。
- 避難遅れを考慮して、水平避難方法や安全に区画された場所を用意して、そこまで逃げるといったような方法、非常用エレベータによる救助・利用を考慮に入れた検討が必要。
- 高層ビルの場合、特に自力避難する中で最も能力の低い2歳児は、一層下りるだけでも難しいので、何層も下ろしていくのは現実的には難しい。保育士の指示にも従わない場合もあるので、人手が必要。一層か二層下ろしたら、安全なところへ避難できるようにするか、階段室に入ってしまうとあとはゆっくり避難できるという状況が必要。
- 複合ビルの場合、途中階の場合には、他の階からの人の合流により安全性に問題が生じる可能性がある。

③ 保育室等を高層階に設置するに当たって留意すべき事項(つづき)

- ・ 高層階では合流の問題があるため、別経路を作るか、時間をずらす必要がある。その場合に子ども達を先にするのか、大人を先にするのか考える必要があるが、子ども達を先にすると多くの人たちが避難するのに時間がかかるので、現実的ではない。そのため、子ども達が安全な場所を出火階かその下の階で待機することが考えられる。そのような、火災や煙、熱から守られる場所を作ることが一つの方法として考えられる。ただし、その場合、子ども達が後から逃げるといふことに対する社会的・心理的影響をどう考えるかが問題。
- ・ 出火場所から安全区画と呼ばれる廊下や階段室に煙が入ってくるまでに避難が完了することが求められる。その時間は階全体および部屋の広さや天井の高さによって変わってくる。
- ・ 乳児(0～1歳)の場合は抱っこおんぶ等の移動の準備に時間がかかる。幼児(2～5歳)の場合は保育士等の介助が必要で、集合、確認などの準備時間を要する。避難を始めてからも、ふらふらするなどまっすぐ行ってくれないので時間がかかる。その階からの避難ということで、階段室に全員が入るまでには5～10分以内に収めたい。
- ・ 訓練において、階段室の防火区画が破られるほどの時間はかかっていないが、階段内の混雑により階段室の前での待機の時間が長くなってしまっている。階段室の安全性とともに、階段室の前に安全な空間が必要。
- ・ 保育所ではお昼寝の時間があり、かなり深く寝てしまうので、お昼寝の時間に何かあったときには昼寝中から昼寝空けの一定の時間帯までは避難がより大変になるので、留意が必要。

④ その他

- ・ 認可外保育施設の場合、開設された後に届出を受けることになるので、安全性の確保について配慮が行き届きにくい。ある程度明確な基準が示されるとよい。
- ・ 認可外保育施設については、避難上安全でないような場合でも、消防法令上違反とまでは言えないケースで届出がされている施設があり、消防署の指導にも限界がある。
- ・ 10年前の議論では認可の基準と認可外の基準とがあって、認可外の基準にも満たないものは事業をやめてもらうという整理をした。また、どういふものが危ないかということを広く一般の人が知ることが大事。
- ・ 児童福祉施設の設備運営基準には保育室等を地下階に設置する場合の規定がないが、地下階に設置したいという事業者側の希望があり、基準が設けられると指導がしやすい。

3. 見直し案（認可外保育施設指導監督基準について）

◎ 認可外保育施設に対する指導監督については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年雇児発第177号）により行われており、同通知の（別添）認可外保育施設指導監督基準において、保育室を2階以上に設ける場合の条件は、以下の「現行」のとおりとなっている。

当該基準における保育室を4階以上に設ける場合の条件について、以下のような案について検討してはどうか。

現 行	
二階	常用) 屋内階段 屋外階段
	避難用) 屋外階段 傾斜路等 屋内避難階段又は特別避難階段 待避上有効なバルコニー
三階	常用) 屋内避難階段又は特別避難階段 屋外階段
	避難用) 屋外階段 傾斜路等 屋内避難階段又は特別避難階段
四階以上	常用) 屋内避難階段又は特別避難階段 屋外避難階段
	避難用) 屋外避難階段



見直し案	
二階	常用) 屋内階段 屋外階段
	避難用) 屋外階段 傾斜路等 屋内避難階段又は特別避難階段 待避上有効なバルコニー
三階	常用) 屋内避難階段又は特別避難階段 屋外階段
	避難用) 屋外階段 傾斜路等 屋内避難階段又は特別避難階段
四階以上	常用) 屋内避難階段又は特別避難階段 屋外避難階段
	避難用) 屋外避難階段 傾斜路 特別避難階段に準じた屋内避難階段又は特別避難階段
	又は 避難用) 屋外避難階段 傾斜路 特別避難階段

※ 常用、避難用をそれぞれ一つずつ設けなければならない。

※ 部分が見直し案

◎ 保育室等を地階に設置する場合に係る建築基準法による規制(居室の採光及び換気)

○ 建築基準法(昭和二十五年五月二十四日法律第二百一号)

(居室の採光及び換気)

第二十八条 住宅、学校、病院、診療所、寄宿舎、下宿その他これらに類する建築物で政令で定めるものの居室(居住のための居室、学校の教室、病院の病室その他これらに類するものとして政令で定めるものに限る。)には、採光のための窓その他の開口部を設け、その採光に有効な部分の面積は、その居室の床面積に対して、住宅にあつては七分の一以上、その他の建築物にあつては五分の一から十分の一までの間において政令で定める割合以上としなければならない。ただし、地階若しくは地下工作物内に設ける居室その他これらに類する居室又は温湿度調整を必要とする作業を行う作業室その他用途上やむを得ない居室については、この限りでない。

2 居室には換気のための窓その他の開口部を設け、その換気に有効な部分の面積は、その居室の床面積に対して、二十分の一以上としなければならない。ただし、政令で定める技術的基準に従つて換気設備を設けた場合においては、この限りでない。

3 別表第一(イ)欄(一)項に掲げる用途に供する特殊建築物の居室又は建築物の調理室、浴室その他の室でかまど、こんろその他火を使用する設備若しくは器具を設けたもの(政令で定めるものを除く。)には、政令で定める技術的基準に従つて、換気設備を設けなければならない。(以下 略)

○ 建築基準法施行令(昭和二十五年十一月十六日政令第三百三十八号)

(学校、病院、児童福祉施設等の居室の採光)

第十九条 法第二十八条第一項(略)の政令で定める建築物は、児童福祉施設、助産所、身体障害者社会参加支援施設(補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く。)、保護施設(医療保護施設を除く。)、婦人保護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)の用に供する施設(以下「児童福祉施設等」という。)とする。

2 法第二十八条第一項の政令で定める居室は、次に掲げるものとする。

一 保育所の保育室(以下 略)

3 法第二十八条第一項に規定する学校等における居室の窓その他の開口部で採光に有効な部分の面積のその床面積に対する割合は、それぞれ次の表に掲げる割合以上でなければならない。ただし、同表の(一)から(五)までに掲げる居室で、国土交通大臣が定める基準に従い、照明設備の設置、有効な採光方法の確保その他これらに準ずる措置が講じられているものにあつては、それぞれ同表に掲げる割合から十分の一までの範囲内において国土交通大臣が別に定める割合以上とすることができる。

居室の種類	割合
(二) 前項第一号に掲げる居室	五分の一

◎ 保育室等を地階に設置する場合に関する建築基準法による規制(避難階段)

○ 建築基準法施行令(昭和二十五年十一月十六日政令第三百三十八号)

(直通階段の設置)

第二百十條 建築物の避難階以外の階(地下街におけるものを除く。次条第一項において同じ。)においては、避難階又は地上に通ずる直通階段(傾斜路を含む。以下同じ。)を居室の各部分からその一に至る歩行距離が次の表の数値以下となるように設けなければならない。

構造		主要構造部が準耐火構造であるか又は不燃材料で作られている場合	上欄に掲げる場合以外の場合
居室の種類			
(二)	法別表第一(イ)欄(二)項に掲げる用途に供する特殊建築物(=保育所)の主たる用途に供する居室	50m	30m

(二以上の直通階段を設ける場合)

第二百十一條 建築物の避難階以外の階が次の各号のいずれかに該当する場合には、その階から避難階又は地上に通ずる二以上の直通階段を設けなければならない。

(一～三 略)

四 病院若しくは診療所の用途に供する階でその階における病室の床面積の合計又は児童福祉施設等(=保育所)の用途に供する階でその階における児童福祉施設等の主たる用途に供する居室の床面積の合計が、それぞれ五十平方メートルを超えるもの

- 2 主要構造部が準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られている建築物について前項の規定を適用する場合には、同項中「五十平方メートル」とあるのは「百平方メートル」と、「百平方メートル」とあるのは「二百平方メートル」と、「二百平方メートル」とあるのは「四百平方メートル」とする。
- 3 第一項の規定により避難階又は地上に通ずる二以上の直通階段を設ける場合において、居室の各部分から各直通階段に至る通常の歩行経路のすべてに共通の重複区間があるときにおける当該重複区間の長さは、前条に規定する歩行距離の数値の二分の一をこえてはならない。ただし、居室の各部分から、当該重複区間を経由しないで、避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するものに避難することができる場合は、この限りでない。

4. 保育室等を高層階に設置するに当たって留意すべき事項（案）

1. 災害への備えと避難訓練の実施

- ① 火災や地震等の災害発生に備え、避難訓練計画、職員の役割分担の確認、緊急時の対応等について、マニュアルを作成し、その周知を図ること。
- ② 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)においては、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は行わなければならないとされており、各地方自治体の条例に基づき、定期的に避難及び消火に対する訓練を確実に実施すること。

2. 避難訓練実施に当たっての留意点

(1) 共通事項

- ① 避難訓練計画を策定するに当たっては、実際に火災や地震等が起こった場合を想定するとともに、実際の保育士人数に基づいた、実用性の高いものとする。その際、通常、保育所においてはクラス別(日常的に保育を行っている単位別)に保育士が介助し、避難誘導を行い、避難中の人数確認も必要であるため、その分避難時間が長くなること、また、お昼寝の時間帯は特に避難に時間がかかることに留意すること。
- ② 避難訓練を実施する際には、園児及び保育士等が実際に避難に利用するルートを使って訓練を行うとともに、消防署や近隣の地域住民、同じビルの他の入居者、家庭との連携の下に行うこと。
- ③ 避難経路については、乳幼児が慣れている日常動線による避難が望ましく、非常用階段の利用についても日頃の訓練等を通じて慣れておくこと。また、高層階の場合には、非常用エレベータによる救助・利用を考慮に入れて避難計画の検討を行うこと。

(2) 保育所を高層階に設置する場合の留意点

高層・複合ビルの場合、階段室等において他の入居者と合流し、迅速な避難が妨げられる可能性があることから、以下の点に留意すること。

① 避難経路の確保にあたっての留意点

- イ 当該建物内において乳幼児が安全に待避し、外部からの救助を待つことができるスペースを確保し、事前に把握するとともに、当該スペースでの待避を想定した避難訓練を実施しておくこと。
- ロ 複合ビルの場合には他の入居者と別の階段が使えるようにしておくなど、乳幼児が安全に避難できる階段を事前に確認しておくこと。

② 避難の際の留意点

- イ 近隣の地域住民や同じビルの他の入居者と連携し、円滑な避難ができるようにすること。
※ 円滑な避難のためには、近隣の地域住民や同じビルの他の入居者と乳幼児が日頃から顔見知りになっておくことが必要。
- ロ 年齢の高い乳幼児から避難させるなど、円滑な避難ができるようにすること。
※ 階段室の手前で乳幼児が滞留してしまわないようにすることが必要。

3. 階段設置に関する留意点

- ① 乳幼児が安全かつ円滑に降りることができるよう、階段室の手すりの高さや大きさ、階段の蹴上げの高さ等に留意するとともに、乳幼児が恐怖心を覚えないよう、下が見えないよう素通し防止を図ることが望ましいこと。
- ② 「特別避難階段に準じた屋内避難階段」についても、バルコニー又は外気に向かって開くことができる窓若しくは排煙設備を有する付室を通じて屋内と階段室とを連絡することにより、乳幼児が一定時間待避できるようにすることが望ましいこと。

(参考) 建築基準法施行令(昭和二十五年十一月十六日政令第三百三十八号)(抄)

(避難階段の設置)

第二百二十二条 建築物の五階以上の階(その主要構造部が準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られている建築物で五階以上の階の床面積の合計が百平方メートル以下である場合を除く。)又は地下二階以下の階(その主要構造部が準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られている建築物で地下二階以下の階の床面積の合計が百平方メートル以下である場合を除く。)に通ずる直通階段は次条の規定による避難階段又は特別避難階段とし、建築物の十五階以上の階又は地下三階以下の階に通ずる直通階段は同条第三項の規定による特別避難階段としなければならない。ただし、主要構造部が耐火構造である建築物(階段室の部分、昇降機の昇降路の部分(当該昇降機の乗降のための乗降ロビーの部分を含む。))及び廊下その他の避難の用に供する部分で耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されたものを除く。)で床面積の合計百平方メートル(共同住宅の住戸にあつては、二百平方メートル)以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備(直接外気に開放されている階段室に面する換気のための窓で開口面積が〇・二平方メートル以下のものに設けられる法第二条第九号の二ロに規定する防火設備を含む。)で区画されている場合においては、この限りでない。

2 三階以上の階を物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物にあつては、各階の売場及び屋上広場に通ずる二以上の直通階段を設け、これを次条の規定による避難階段又は特別避難階段としなければならない。

3 前項の直通階段で、五階以上の売場に通ずるものはその一以上を、十五階以上の売場に通ずるものはそのすべてを次条第三項の規定による特別避難階段としなければならない。

(避難階段及び特別避難階段の構造)

第二百二十三条 屋内に設ける避難階段は、次に定める構造としなければならない。

一 階段室は、第四号の開口部、第五号の窓又は第六号の出入口の部分を除き、耐火構造の壁で囲むこと。

二 階段室の天井(天井のない場合にあつては、屋根。第三項第三号において同じ。)及び壁の室内に面する部分は、仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ること。

三 階段室には、窓その他の採光上有効な開口部又は予備電源を有する照明設備を設けること。

四 階段室の屋外に面する壁に設ける開口部(開口面積が各々一平方メートル以内で、法第二条第九号の二ロに規定する防火設備ではめごろし戸であるものが設けられたものを除く。)は、階段室以外の当該建築物の部分に設けた開口部並びに階段室以外の当該建築物の壁及び屋根(耐火構造の壁及び屋根を除く。)から九十センチメートル以上の距離に設けること。ただし、第一百十二条第十項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

五 階段室の屋内に面する壁に窓を設ける場合においては、その面積は、各々一平方メートル以内とし、かつ、法第二条第九号の二ロに規定する防火設備ではめごろし戸であるものを設けること

六 階段に通ずる出入口には、法第二条第九号の二に規定する防火設備で第一百十二条第十四項第二号に規定する構造であるものを設けること。この場合において、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する戸又は戸の部分は、避難の方向に開くことができるものとする。

七 階段は、耐火構造とし、避難階まで直通すること。

2 屋外に設ける避難階段は、次に定める構造としなければならない。

一 階段は、その階段に通ずる出入口以外の開口部（開口面積が各々一平方メートル以内で、法第二条第九号の二に規定する防火設備ではめごろし戸であるものが設けられたものを除く。）から二メートル以上の距離に設けること。

二 屋内から階段に通ずる出入口には、前項第六号の防火設備を設けること。

三 階段は、耐火構造とし、地上まで直通すること。

3 特別避難階段は、次に定める構造としなければならない。

一 屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かつて開くことができる窓若しくは排煙設備（国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものに限る。）を有する付室を通じて連絡すること。

二 階段室、バルコニー及び付室は、第五号の開口部、第七号の窓又は第九号の出入口の部分（第二百二十九条の十三の三第三項に規定する非常用エレベーターの乗降ロビーの用に供するバルコニー又は付室にあつては、当該エレベーターの昇降路の出入口の部分を含む。）を除き、耐火構造の壁で囲むこと。

三 階段室及び付室の天井及び壁の室内に面する部分は、仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ること。

四 階段室には、付室に面する窓その他の採光上有効な開口部又は予備電源を有する照明設備を設けること。

五 階段室、バルコニー又は付室の屋外に面する壁に設ける開口部（開口面積が各々一平方メートル以内で、法第二条第九号の二に規定する防火設備ではめごろし戸であるものが設けられたものを除く。）は、階段室、バルコニー又は付室以外の当該建築物の部分に設けた開口部並びに階段室、バルコニー又は付室以外の当該建築物の部分の壁及び屋根（耐火構造の壁及び屋根を除く。）から九十センチメートル以上の距離にある部分で、延焼のおそれのある部分以外の部分に設けること。ただし、第一百十二条第十項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

六 階段室には、バルコニー及び付室に面する部分以外に屋内に面して開口部を設けないこと。

七 階段室のバルコニー又は付室に面する部分に窓を設ける場合においては、はめごろし戸を設けること。

八 バルコニー及び付室には、階段室以外の屋内に面する壁に出入口以外の開口部を設けないこと。

九 屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口には第一項第六号の特定防火設備を、バルコニー又は付室から階段室に通ずる出入口には同号の防火設備を設けること。

十 階段は、耐火構造とし、避難階まで直通すること。

十一 建築物の十五階以上の階又は地下三階以下の階に通ずる特別避難階段の十五階以上の各階又は地下三階以下の各階における階段室及びこれと屋内とを連絡するバルコニー又は付室の床面積（バルコニーで床面積がないものにあつては、床部分の面積）の合計は、当該階に設ける各居室の床面積に、法別表第一（イ）欄（一）項又は（四）項に掲げる用途に供する居室にあつては百分の八、その他の居室にあつては百分の三を乗じたものの合計以上とすること。